

判決年月日	平成２６年８月２８日	担当 部	知的財産高等裁判所 第３部
事 件 番 号	平成25年（ネ）第10068号		
○ ファッションショーにおけるモデルの化粧，衣服の選択，動作等の著作物性及び実演該 当性を否定した原判決を維持した事例。			

（関連条文）著作権法2条，19条1項，23条1項，90条の2第1項，92条1項

1 事案の概要等

本件は，Y1（被控訴人）が，Y2（被控訴人）従業員を介し，Xら（控訴人）が開催したファッションショー（本件ファッションショー）の映像の提供を受け，その一部の映像（本件映像部分）をそのテレビ番組において放送したことにつき，X1（イベント等の企画制作コンサルティング会社）が，その著作権（公衆送信権）及び著作隣接権（放送権）の侵害を，X2（イベントの企画運営受託者）がその著作者及び実演家としての人格権（氏名表示権）の侵害を主張し，Yらに対し，損害賠償を求めた事案である。Xらが著作侵害の対象として主張したのは，本件ファッションショーにおける，①個々のモデルに施された化粧や髪型のスタイリング，②着用する衣服の選択及び相互のコーディネート，③装着させるアクセサリーの選択及び相互のコーディネート，④舞台上の一定の位置で決めるポーズの振り付け，⑤舞台上の一定の位置で衣服を脱ぐ動作の振り付け，⑥これら化粧，衣服，アクセサリー，ポーズ及び動作のコーディネート，⑦モデルの出演順序及び背景に流される映像等，である。

原判決は，上記各権利の侵害をいずれも否定し，Xらの請求を棄却した。

2 公衆送信権又は著作者としての氏名表示権侵害の成否

本判決は，以下のとおり，公衆送信権又は著作者としての氏名表示権侵害の成立をいずれも否定した。

本件映像部分に表れているものについて著作物性が必要となるところ，前記①，②，③及び⑥（⑥については，ポーズ及び動作の部分を除く。）については，いわゆる応用美術に該当する。

応用美術品が著作物として保護されるか否かが著作権法の文言上明らかではなく，この点は専ら解釈に委ねられるものと解される。応用美術に関する下級審裁判例の存在とタイプフェイスに関する最高裁判例（最高裁平成10年（受）第332号同12年9月7日第一小法廷判決・民集54巻7号2481頁）を踏まえ，(1)著作権法2条2項は，単なる例示規定であると解すべきである，(2)一品制作の美術工芸品と量産される美術工芸品との間に客観的に見た場合の差異は存しないのであるから，著作権法2条1項1号の定義規定からすれば，量産される美術工芸品であっても，全体が美的鑑賞目的のために制作されるものであれば，美術の著作物として保護される。さらに，(3)著作権法2条

1項1号の定義規定からすれば、実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、同号に含まれることが明らかな「思想又は感情を創作的に表現した（純粋）美術の著作物」と客観的に同一なものとみることができ、当該部分を同号の美術の著作物として保護すべきである、(4)実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができないものについては、同1号に含まれる「思想又は感情を創作的に表現した（純粋）美術の著作物」と客観的に同一なものとみることができないのであるから、これは同号における著作物として保護されない。

前記①ないし③については、いずれも上記(2)にも(3)にも該当せず、著作物性が認められない。

また、前記④及び⑤については、応用美術の問題ではないが、特段目新しいものではなく、著作物性が認められない。

さらに、上記の判断を踏まえると、前記⑥についても著作物性は認められない。

前記⑦のうちモデルの出演順序についても、思想又は感情が創作的に表現されているものとは認められず著作物性が認められない。本件映像部分では順序が異なっているため、仮に上記出演順序に創作性が認められるとしても、本件映像部分において、上記創作性を感得できる態様で公衆送信が行われているものとは認められない。背景に流される映像等については、Xらが著作権者であるとは認めるに足りない。

3 放送権又は実演家としての氏名表示権侵害の成否

本判決は、以下のとおり、放送権又は実演家としての氏名表示権侵害の成立を否定した。

前記①ないし⑦のうち、背景映像に用いられた写真を除いては著作物性が認められないので、モデルのポーズや動作の振り付けや、モデルがヘアメイクや衣類を着用しながらポーズや動作をとることは著作物を演ずることには当たらない。また、上記写真に著作物性があるとしても、その展示が著作物を演ずることには該当しない。

本件ファッションショーの本件映像部分に表れている部分のうち、前記④及び⑤以外に、「演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること」やこれらに類する行為に該当する部分があるものとは認められず、本件ファッションショーのうち本件映像部分に表れていない部分については、その内容自体明らかではないので、本件ファッションショーのうち前記④及び⑤以外の点が、「演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること」に「類する行為」に当たるものとはいえない。また、前記④及び⑤の点も、ポーズや動作をとったものにすぎず、しかも、その態様もありふれたものにすぎないのであるから、「これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するもの」に該当するものとはいえない。